

4 ペルー、ブラジル移民保護問題

ペルー関係

139 昭和5年8月25日 在ペルー来栖(三郎)公使より
幣原外務大臣宛(電報)

ペルー革命の進展状況報告並びに在留移民

保護の要請

付記一 昭和五年八月二三日付在ペルー来栖公使より
幣原外務大臣宛(電報)

ペルーにおける軍事革命勃発の報告

- 二 昭和五年八月二四日付在ペルー来栖公使より
幣原外務大臣宛電報第一〇号

ペルー革命状況報告

リマ 8月25日後発
本省 8月26日後着

往電第二二号ニ関シ

大統領ハ遂ニ辞任軍艦ニ逃レ前電軍人内閣ハ南方叛軍側ノ

反対アリ種々曲折ヲ経テ本二十五日未明參謀總長「ポン

セ」中将ヲ首班トセル軍政府成立セリ本日群集ハ大統領私

第一九号

八月二十一日「アレキーパ」市所在師団中ノ一步兵連隊長

「サンチエス・セロ」中佐ハ中央部ヨリ近々軍隊ノ整理減俸及恩給減額ヲ行フヘキ旨ノ命令ニ接セリト称シ部下ト共ニ反政府運動ヲ起シ州知事、師団及諸隊長ヲ拘禁スルニ至レリ右ニ閔シ政府ハ大統領令ヲ以テ同市ト鉄道ノ連絡アル唯一ノ海港タル「モイエンド」ニ内外船舶ノ寄港ヲ禁止スルト共ニ「アレキーパ」及付近ヘノ航空路ヲ閉鎖セル外海軍一部ニモ「モ」港出動準備ヲ命シタリ当地初メ国内他地方著シク下落ヲ続ケ居ルノミナラス同地方ハ首府ト直接陸路交通困難ニシテ且從來免角現政府ノ信認ナキ傾キアリ旁最近政変ヲ見タル「ボリビア」ニ近接シ居ル関係モアリ事件ノ收拾今後ノ形勢トモニ相当困難ナルモノアルカ如シ

(付記二)

リマ 8月24日後発
本省 8月25日後着

宅其ノ他ヲ焼打スル等市中騒然タリ

右ニ関シ二十五日外交團会議ニ於テ緊急処置トシテ差当り承認ノ問題ヲ離レ外交官特權 right of asylum の尊重外国人生命財産保護ヲ軍政府ニ要求スルコトトナリ首席法王序代表者、両米代表智利大使米国代理大使、歐州代表独逸、亞細亞代表本公使委員トシテ「ボ」中将ニ会見ヲ要求セル處何レモ充分尊重保護スヘキ旨声明セリ尚前衛生局長「ロレンス」氏及下院議員「リベロ」氏ハ住宅焼打生命危険ニ直面當館ノ保護ヲ求メ来レル處他国大公使ニテモ同様保護中ノモノ鮮カラサルニ付万事同一歩調ニ出テ不敢館内ニ収容セリ尚在留民生命財産ノ保護ニ関シテハ臨機軍政府ニ交渉最善ヲ尽サント欲ス

此ノ際特ニ心得置クヘキ儀モアラハ至急御回訓ヲ請フ

(付記二)

リマ 8月23日後発
本省 8月24日前着

往電第一九号ニ関シ

二十三日「クスコ」市及「ボリビア」トノ国境「ブーン」所在軍隊モ反乱ニ加ハレル外北部ニモ反政府運動起レル由ナルカ本二十四日當市ニモ学生其他ノ「デモンストレーション」アリ遂ニ内閣總辭職ヲ為セルカ本日午後陸軍將官會議ハ大統領ノ辭職勧告ヲ決セル由ナリ尚時局收拾ノ為陸軍中将「マルチネス」主唱ノ下ニ軍人内閣ヲ組織セラレタリト

140 昭和5年8月25日 在ペルー来栖公使より
幣原外務大臣宛(電報)

ペルー革命勃発による移民船出航取り止め方

要請

リマ 8月25日後発
本省 8月26日前着

往電第二二号ニ関シ

事態険惡労働者運動勃発ノ徵アリ（七月十一日付機密第六七号参照）旁當分不安ヲ免カレサルヘキ形勢ニ付出帆済ノ

樂洋丸ハ已ムヲ得ストシ九月五日横浜發銀洋丸來航本邦移

民ハ追テ當方ヨリ電報セサル限り渡航差控ヘシメラル様

致シタシ尚支那代理公使ヨリ二十八日香港發同船搭乗支那

移民差止メ香港郵船支店へ伝達方依頼アリタルニ付右然ル

ヘク御取計ヒヲ請フ

~~~~~

141 昭和5年8月26日 在ペルー來栖公使より

幣原外務大臣宛（電報）

### ペルー革命による本邦移民被害状況報告

|   |   |         |
|---|---|---------|
| リ | マ | 8月26日後発 |
| 本 | 省 | 8月27日前着 |

第二三号

往電第二一號ニ閲シ

軍政府ノ手配不充分ノ為二十五日中「リマ」「カイヤオ」二騒擾絶ヘス死傷者數十名ヲ出シタルモ夕刻軍政府ヨリ市ノ生命財産保護ニ関スル布告ヲ發シ要所ニ軍隊ヲ配シタル等市内一時平穏ニ帰シタルカ二十六日モ多少ノ示威運動

~~~~~

142 昭和5年8月27日 在ペルー來栖公使より

幣原外務大臣宛（電報）

ペルー革命の進展にともなう本邦人移民制限措置方要望

リ	マ	8月27日後発
本	省	8月28日前着

第二四号

往電第二二號ニ閲シ

軍政府ハ成立早々トハ云ヘ言語道断ナル不規律ニシテ重キヲナス中心人物ナク却テ無智ナル群集無分別ナル学生ノ鼻息ヲ窺ヒツツアルカ如キ現状ナルノミナラス國庫窮乏差当リ内外債ノ望モナク早晚財政的危機ニ直面スヘク今後文治

~~~~~

派ニ政権ヲ引渡シタリトスルモ事態同然殊ニ過去十年間ニ亘ル独裁政府カ突如没落セル反動羅典系一流ノ国民性軍閥

ノ分裂專横等必然ノ事態ニ鑑ミ景気回復内外債成立抜群ノ人物出現等ナキ限り当分紛乱ニ紛乱ヲ重ヌヘシト観測セラ

レ殊ニ排並細亞人運動ハ累次報告ノ通過去ニ於ケル抑圧ノ反動不景氣ノ深刻化労働運動ノ勃興言論ノ回復ニ依リ必ス

勃発スヘク既ニ二十七日軍政府ノ機関紙「ブレンサ」ニ日本移民制限ヲ要求セル投書現ハレ來レルカ如キ情勢ニ付何等資本的後援ナキ限り今後本邦移民ノ渡航ハ既住者ノ妻子再渡航者ニ局限セラレタク從來郵船会社船カ日本人以上ノ支那人移民ヲ搭載シ來レルカ如キ事態ニ対シテハ至急嚴重

取締ラレタク支那ハ既ニ新條約案付属公文ニテ自發的移民制限ヲ声明スルコトナリ居リ且支那代理公使ハ頻リニ其ノ実現ニ焦心シツツアル次第ニ付何等異論アルヘキ筈ナシ

~~~~~

幣原外務大臣宛電報第二七号

ペルー新政権の成立

リ	マ	8月30日後発
本	省	8月31日後着

第三一号

往電第二七號ニ閲シ

一、在留民ノ被害ニ關シテハ領事館ヘノ届出總数八十一件申告損害額三十万「レース」ニ達セルモ領事館ノ實地検査ニ依レハ完全ニ掠奪セラレタルモノ十件内外誇大申告モ鮮カラス實際損害ハ全部ヲ通シ十数万「レース」見当ト認メラル新軍政府成立ト共ニ市内ノ秩序次第恢復シ二十五日以来布カレタル戒厳命モ二十八日付ヲ以テ解カレ各營業交通モ平常ニ復シ一応落付キタルモノノ如シ

二、前大統領ハ三十日遂ニ「カイヤオ」港外「サンロレンソ」島ニ収容セラル模様ナルカ軍（政府）ハ二十九日憲法第二十四条（不逮捕不監禁）及第三十一条（家宅不可侵）ノ適用ヲ停止シ極力前政府官吏ノ逮捕ニ努メツツ

ペルー革命による本邦人移民の被害額について

143 昭和5年8月30日 在ペルー來栖公使より

幣原外務大臣宛（電報）

付記 昭和五年八月二九日付在ペルー來栖公使より

行ハレ形勢未タ樂觀ヲ許サス

在留邦人ニ閲シテハ二十五日夜淀川ヲシテ右軍政府ニ対シ重ネテ其ノ保護方申入レタルモ軍隊ノ手配前既ニ「モツブ」ノ襲撃奪略ヲ受ケタルモノアリ且下判明セル處「リマ」「カイヤオ」ヲ合シ十数件被害高十数万円流弾ニテ負傷セル者一名ナリ

~~~~~

リ マ 8月29日後発

本省 8月30日前着

## 第二七号

軍政府ハ二十八日付外務長官署名ノ公文ヲ以テ其ノ成立ヲ通知シ来レルカ海軍長官ヲ除キ全部陸軍佐官外務長官ハ士官学校副校長 Montagne ナリ本使ハ在留民保護其ノ他緊急処理ヲ要スル事項モアリ事實上ノ政府トシテ非公式交渉ヲ保持スヘシ為念

144 昭和5年9月5日 在リマ淀川(正樹)領事代理より  
幣原外務大臣宛

## ペルー革命による本邦人移民被害状況詳報

公第一〇一號 (10月11日接受)  
昭和五年九月五日

在里馬 領事代理 淀川 正樹 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

当国政变中は留民ノ保護及被害状況ニ關シ報告ノ件

当國過般ノ政變及之ニ付隨シテ起ル在留民ノ被害ニ關シテハ當館並ニ在秘公使館ヨリ逐次打電セル通りニシテ在留民生命財産ノ保護ニ關シテハ本官ハ当初ヨリ來栖公使ト連絡ヲトリ事件ノ發端タル「レギア」大統領以下閣員ノ辭表呈出ノ報ノ如キハ同公使ノ接セラレタル内報ニ基ツキ我在留民ニ對シテハ一般市民ヨリ約半日疾ク之ヲ知ラシメ万ノ一ノ場合ニハ各自十分警戒ヲ為ス様注意ヲ加ヘ置ケル處アリ又新政府ノ組織セラルルヤ直ニ所管官憲ヲ往訪十分ノ保護付与方ヲ依頼セルノミナラヌ特ニ危險ヲ伝ヘラレタル区域ニハ其都度軍隊ノ急派方モ再三要請シ當時トシテハ出來得ル丈ノ手段ヲ講シタルモ何分ニモ突然勃發セル騷擾ノ際ノ事トテ軍隊及警察ハ其ノ數ノ不足ト質ノ無能ト相俟チ到底完全ニ公安ヲ維持スルコト能ハス郊外場末地方ノ如キハ兎角警戒手薄タリシヲ不免ス而モ此ノ機ニ乘シテ掠奪強盜ヲ勵カントスル不逞ノ徒ハ多クハ付近ニ居住セル貧民ニシテ出没自在之力取締ハ極メテ困難ナリシ關係モアリ結局騷擾中ノ三、四日間ニ於テ邦人商店中破壊掠奪等ノ災ニ遭ヒタル者被害ノ大小合シテ七十五件ヲ見ルノ不止得シハ遺憾ノ至リナリ外国人中ノ被害者ハ邦人ヲ除キテハ伊太利一、三、

支那三十七、八ナル由ナルカスク邦人力件数ニ於テ夥多ナリシハ在留民數ノ最大ナルノミナラス小雜貨店、喫茶店、飲食店等ノ小商売カ場末地方ニ至ル迄支那人以上ニ多數散在シ居ルト共ニ平素日本人ノ此種小商賣方面ヘノ進出ニ対シ反感ト一種ノ侮蔑的氣風トヲ有セル下層民カ報復的ニ乱暴ヲ働くモノト見ルコトヲ得損害金額ハ被害者本人ノ最初ノ届出ニ依レハ合計三十万「ソール」ニ達スル模様ナリシモ本官其他當館員ノ實地調査セル處ニ依レハ多クノ被害者ハ一九一九年事件ノ際賠償金カ四、五年後ニ至リ漸ク支払ハレ而モ相場半値程度ノ公債タリシ等ノ事實ニ鑑ミ今回ハ被害高ヲ著シク大袈裟ニ届出テ居ル事明ラカニシテ今後査定ノ結果ハ恐ラク十數万「ソール」ニ低下シト思考

ス本官ハ此種損害賠償カ後日交渉開始ノ際免角証拠不十分ノ為双方間ノ水掛ケ論ニ終ルコトアルニ鑑ミ今回ハ往電第八号ノ通り掠奪ノ直後新政府ノ里馬県知事ニ交渉シ先方ヨリ責任アル官吏ノ現状立合臨檢ヲ求メ被害者ヨリ損害高ノ外當時ノ模様ヲ聽取シ且ツ現状ノ写真ヲ撮り置ケリ尚今回ノ掠奪事件ハ殆ント里馬、「カヤオ」及其付近ニ限ラ地方ニ於テハ「ワンカヨ」市及「モエンド」付近ノ「タニ

(欄外記入<sup>1)</sup>  
145 昭和5年9月5日 在ペルー來栖公使より  
幣原外務大臣宛

## ペルーにおける排日運動への対応策について

意見具申

昭和五年九月五日

在秘露

特命全権公使 来栖 三郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿  
秘露排日運動ニ關スル対策票申ノ件

二 移民問題

所謂排日運動ノ勃發ノ形勢ニ関シテハ從來累次報告ヲ重ネ  
來レルニ拘ラス不幸ニシテ帝國財政緊縮ノ大局ニ制セラレ  
差當リ極メテ小規模ナル対策ニ對シテスラ未タ御同意ヲ得  
サルニ先立テ遂ニ今回ノ政變及ヒ予想ノ如キ排日運動ノ勃  
發蜂起ヲ見ルニ至レルノミナラス所謂排日論ノ内容カ從来  
抑圧ノ反動及ヒ民心激動ノ際不得已得一、二ノ誇張ヲ除キ從  
來累次稟申セル本使ノ所見ト殆ト符節ヲ合スルカ如キモノ  
アリ堅白同異ノ弁ヲ弄セサル限り殆ト論駁ノ余地ナキモノ  
タルヲ見ルニ至レルハ本使トシテ頗ル遺憾ニ堪ヘサル所ナ  
リ

然レトモ事茲ニ至リ徒ラニ過去ニ於ケル対秘移民政策ト云  
ハンヨリ寧ロ政策ノ欠乏ヲ論議スルハ所謂死児ノ年齢ヲ數  
フルニ等シク本使ノ潔シトセサル所ナルヲ以テ此ノ際現下  
ノ難局ニ直面シ善處ノ方策如何ニ関シ本使ノ所見ヲ述フレ  
ハ依然(一)在留民ノ地方分散(二)郵船会社、海外興業会社、海  
外移住組会ノ活動(三)移民素質ノ厳擇等ヲ出ル能ハス以下改  
メテ右各項ニツキ詳論セント欲ス

### 第一、在留民ノ地方分散

約二万ノ秘密在留本邦人ノ大半殊ニ素質教養生活程度一般

スニ於テハ更ニ有利ナル条件ニテ分譲スルヲ得可キ見込ナ  
ルヲ以テ必要ニ応シ一家族五百「ソール」程度ノ獎励金ヲ  
与フルニ於テハ入植ヲ希望スルモノ少カラサルヘク以テ次  
第二同地方入植ノ風潮ヲ順致シ一面当国民ノ日本移民ニ対  
スル期待ニ添ヒ直正ナル邦人發展ノ基礎ヲ作ルト共ニ他面  
都會集中ノ傾向ヲ緩和スルハ刻下ノ急務ナリト信ス

### 第二、郵船会社、海外興業会社、海外移住組合ノ活動

#### (1) 郵船会社

当地郵船会社ノ營業振リニ關シテハ既ニ從來數次報告ノ  
如クニシテ出張所主任ノ更迭ト共ニ近時稍々面目ヲ改メ  
ツツアルモ同社ノ當方面ニ於ケル經營權カ其ノ根本ニ於  
テ極度ニ消極的ナルハ南米西海岸ニ於ケル同社唯一ノ直  
營分店タル當國「カイヤオ」營業所カ一出張所ニ過キス  
最近迄何等當方面ノ事情ニ通セサル桑港支店ノ統制ヲ受  
ケ来レルヲ以テ見ルモ其ノ間ノ消息ヲ察スルニ足ルヘク  
「カ」港出張所ノ本社ニ對スル權威モ亦從テ頗ル微弱ナ  
ルヲ免レサルカ如シ  
蓋シ同社カ資本ヲ投シテ海外興業会社ノ大株主トナレル  
趣旨ヲ考フルニ後者ヲ督励シテ之ヲ活動セシメ依テ來ル

ニ極メテ低級ナル沖縄県人ノ多數即チ約七千人カ「リマ」、「カイヤオ」兩市ニ謂集シ秘密露人下層階級ノ營業職業ヲ奪  
ヒ其ノ糊口ヲ脅カシ「パン」ノ問題ヨリ來ル深刻ナル排日  
ノ暗流ヲ激成シツツアリタルハ從來屢々報告ノ通りニシテ  
政變以來勃發セル排日論ノ最大ニシテ殆ト唯一ト見ルヘキ  
論拠又茲ニ存スルノミナラス當地方在留民間ニモ打続ク不  
景氣及ヒ今回暴動ノ掠奪ヲ體験又ハ目睹シ且ツ當國ノ歴史  
上政變ニ暴動掠奪力所謂付キ物ト見ルヘキ事態ニ稽カヘ田  
園帰耕ヲ想フ者少ナカラサル現状ナルニ鑑カミ此ノ際予テ  
本使意見書中ニ述ヘ置キタルカ如ク海岸地帯耕地購入分譲  
及山林地帶入植保護獎励ニヨリ出來得ル限り其ノ分散ヲ促  
進スルノ要アリト信スル所前者ニ関シテハ海外興業会社ニ  
於テ北方「モロボン」耕地經營ノ計画アリ後者ニ関シテハ  
當國中央鐵道ヲ所有經營シツツアル英國会社「ベルビアン・  
コープレーション」ハ其ノ鐵道ノ終点ヨリ自動車五、  
六時間ニテ到達シ得ヘキ至便ノ地ニ百万「ヘクター」ノ有  
望ナル未開墾地ヲ有シ最近一「ヘクター」秘貨三十「ゾー  
ル」位ニテ分譲ヲ開始シタル由ナルノミナラス當地ニ於ケ  
ル同社主腦部ニハ本使ノ友人モ尠ナカラス大口ノ申込ヲナ

ヘキ移民其ノ他ノ運賃ノ收得ヲ計ラントスルニ存スヘシ  
ト信セラルルニ拘ラス當國ノ閔スル限り何等這般ノ活動  
ヲ示スモノナク拱手シテ政府ノ施設ニ倚依シ其ノ場限り  
ノ移民運賃ヲ收得スルニ止リ何等永久的根蒂ヲ培ハント  
スル跡ナキハ此ノ際同社主腦部ニ對シ猛省改善ヲ促ササ  
ル可ラサル点ナリト思考ス

#### (2) 海外興業会社

次ニ海外興業会社ニ至テハ當國ニ於テハ秘密棉花會社ヲ  
經營シツツアル外纏ニ移民鄉里送金、郵船会社切符販売  
ノ仲次ヲナシツツアルニ過キス最近ニ至リ漸ク本使ノ意  
見ニ從ヒ海岸地帯耕地ノ購入分譲計畫ニ関シ當地代表者  
ノ関スル限り活動ノ兆ヲ示シ來レリト雖モ在本邦同社主  
腦部ニ於テ果シテ幾何ノ意氣込ヲ有スルヤ頗ル疑ナキ能  
ハス蓋シ是ノ如キハ一二同社財政ノ窮状ニヨルヘク從テ  
少クトモ當方面ニ於テハ總テ帝國政府ノ出動ニ追従セン  
トスル消極的方策ニ出スヘシト雖モ當地代表者ノ言ニヨ  
レハ當國北部「モロボン」耕地ノ如キ同社ノ取引銀行タ  
ル當地伊太利銀行ニ抵當トナリ居ル關係上其ノ購入分譲  
ニ要スル資金ノ如キ必シモ帝國政府ノ援助ニヨリ之ヲ

(欄外記入2)

日本ニ求ムルヲ要セス同銀行ヲシテ之ヲ引受ケシムルノ望アル由ナルヲ以テ此ノ際已ムヲ得スンハ一部利子ノ補給ヲ与ヘ同社主脳部ヲシテ之カ実現ニ尽力セラレタシ

## (ハ) 海外移住組合

最後ニ海外移住組合ニ至テハ予テ領事トシテ当地ニ在勤シ当國ノ事情ニ通セル前總領事斎藤和氏ヲ役員ニ有スル

ニ拘ラス秘露移民ニ関シテハ從来何等ノ興味ヲ有セサルモノノ如ク最近多少南洋方面ニモ施設ヲ行ヒツツアリト伝ヘラルル外唯タニ伯国ニ集中傾倒シツツアルカ如キハ其ノ設立ノ本旨ニ稽カヘ頗ル其ノ意ヲ得サルノミナラス當國ニ於テ各縣海外協会支部三、県人会ト称スルモノ二十四ニ上リ相当実力アルモノ少ナカラサルヲ以テ其ノ際同組合ニシテ當國ニモ出動シ此等諸團体ノ中枢トナリ之ヲ指導スルニ於テハ其ノ効果必ス見ルヘキモノアリト信スルヲ以テ海外移住組合法ニヨリ監督權アル帝国政府トシ此際同組合ノ當方面出動ヲ慾憲セラレンコトヲ切望セサル能ハス

之ヲ要スルニ現住在留民ノ地方分散ト云ヒ統制アル新移民ノ招來ト云ヒ先ツ必要トスル所ハ資本ニシテ帝国政府財政

緊縮ノ際尽ク之ヲ國庫ニ求メントスルハ極メテ困難ナルヘシト雖モ上述諸機關ニシテ所期ノ活動ヲナサントスル決意ヲ有スルニ於テハ既有ノ資源又ハ小額ノ利子補給ヲ以テ資本ヲ調達シ相當実績ヲ挙クルノ途自ラ存スヘシト思考セラルニツキ右ニ對スル帝国政府ノ督勵指導重ネテ切望ニ堪ヘサルモノナリ

## 第三、移民素質ノ嚴撰

當國ニ入航セル日本移民中所謂排日ヲ激成スヘキ要素ヲ最毛多量ニ所有セルハ沖縄縣人ニシテ今回ノ排日論ノ如キ殆ト之ヲ排沖縄縣人論ト称スルモ敢テ過言ニアラス蓋シ同縣人ハ勤儉力行頗ル辛抱強キ美点ヲ有スルモ一般ニ其ノ教養ノ程度頗ル低ク甚タシキニ至テハ普通ノ日本語ヲモ解セス目ニ一丁字ナキ者スラ在ル有様ナルノミナラス其ノ生活程度極端ニ低級ニシテ當地ニ於ケル同縣人ノ店舗居室ノ如キ殆ト汚穢正視ニ堪ヘサルモノアリ蓋シ同縣人カ頗ル恵マレサル郷土ニ生レ如何ニ勤儉力行ヲ試ムルモ遂ニ生活ノ安定ヲ得ルニ至ラス已ムヲ得ス海外ニ移住シ來リ人ヲシテ暗涙ヲ催サシムルカ如キ悪戦苦闘ヲ続ケツツアル現状ハ転々同情ヲ禁シ能ハサルモノアルモ他面帝国移民政策ノ大局ヨリ

タシ

(欄外記入1)

出來得ル限り限局スルト共ニ近隣南米諸國ハ勿論或移民法改訂問題ヲ前ニシテ米國一部ノ排日者流等ニ波及セシメサルヲ以テ第一義トスヘク何レニスルモ迅速決行ノ要アリト信スルニ付當國政局ノ相當安定スルヲ待テ時機ヲ失セス之カ實現ヲ計リ度何分ノ儀緊急御詮議ノ上御意見御回電アリタシ

(欄外記入2)

内地ノ実情ニ通セサル点アルモ來栖公使ノ意見ハ十分首肯ニ值ス差当リノ問題トシテハ一船五十名ノ制限ヲ可能ノ程度ニテ励行スルコト必要ニシテ既ニ手配済ナルモ山林地帶入殖保護施設ハ本年度予算ノ成立モ望薄ナルニ付排日防止策ノ一部トシテ本省ニ於テ何トカ遣緑ノ途ナキヤ攻究中

武富（サイン）

## 誤

移住組合ハ伯國ノ事業ヲ持テ余シ日下何トカ改善シテ今ヨリモ小規模ニスルコトナリオリ秘露ニ手ヲ出セト云フハ無理ノ御談ナリ

ルヘキモ将来右制限ヲ緩和シ又ハ海外興業会社其ノ他ノ活動ニヨリ資本的後援ノ下ニ新移民ヲ渡航セシムル場合ニ於テモ沖縄縣人ニ対シテハ極力其ノ素質ヲ厳擇スルト共ニ其ノ數ヲ制限スルヲ条件トセサル可ラス  
以上ハ排日運動擡頭ノ現状ニ處スヘキ対策ノ大綱ナルモ要スルニ問題ハ既ニ後手トナリ居リ今日トシテハ其ノ結果ヲ

146 昭和5年9月25日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛（電報）

## ペルー革命の進展に鑑み移民渡航制限方意見

具申

リ マ 9月25日後発  
本 省 9月26日後着

第四五号

往電第二四号ニ閑シ（内乱及移民渡航ニ閑スル件）

本件ハ今回ノ政変騒擾ニ伴フ一時的問題トシテ簡単ニ処理スヘカラサルハ累次ノ往信及往電ニ依リ既ニ充分御承知ノ

箬ト信スル処目下時局稍安定ヲ見タルモ在留民相互競争ニ依ル苦境及排日運動深刻ナル今日直ニ從前通り渡航ヲ復活スルコト甚タ面白カラサルニ付往電第二四号ノ趣旨ニ依リ当分再渡航者及妻子ヲ主トシ總計五十名以内ニ限定シ其ノ内沖縄県人ハ半数以下タラシム様御処理相成タシ尚支那移民ニ閑シテハ九月二十一日入港ノ銀洋丸渡航者各等ヲ通シ五十八名中上陸ヲ許シタルモノ結局二十六名他ハ不正渡航トシテ送還ト決シタル関係モ有之支那代理公使ニ於テハ銀洋丸以後ハ当分各等共絶対渡航禁止スヘキ旨本国政府ニ

ハ拵然トシテ謝意ヲ表シタリ

148 昭和5年10月(4)日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛（電報）

## ペルー政情が安定するまで移民制限措置に配慮方要望

リ マ 9月26日前発  
本 省 9月27日前着

第四七号

貴電第三〇号ニ閑シ

往電第四五号ノ通本件ハ單ニ當国内政情ノ時局安定乃至移民ノ資格手続等所謂「テクニカリテー」ノ問題ニ非ス大正十四年以来本使來任迄排日ノ必然性ヲ予想シ事前ニ成ルヘク多數ノ移民ヲ送リツクルヲ信条トセルヲ以テ先ノ為スカ儘ニ一任セラレ何等ノ指導又ハ資本的後援ヲ与ヘス俄ニ約七千人其ノ中五千人ハ沖縄県人ヲ渡航セシメ之ヲ首府及「カヤオ」ニ集中セシメラレタル所謂移民政策ノ結果本使累次ノ報告中予想ノ通遂ニ勃發セル猛烈ナル排日運動及在留民相互競争及一般不景氣ノ為既ニ非常ナル苦境ニ陥リ領

電請スルト共ニ秘露政府ヨリ在香港同國領事ニ對シ當分旅券ノ査証ヲ差止ムル様電令セシムル事トナレル趣ナリ

147 昭和5年9月26日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛（電報）

## 本邦移民の渡航制限を希望するペルー外相への回答振り報告

リ マ 9月26日前発  
本 省 9月27日前着

第四六号

往電第四五号ニ閑シ  
二十五日外務大臣ノ求メニ依リ往訪セル処現下ノ形勢ニ鑑ミ此ノ際暫ク日本移民ノ渡航制限ノ方法ナキヤトテ暫定協定ヲ欲スルカ如キ口吻ヲ洩セルニ付本使ハ苟クモ條約上正当ノ権利ヲ「コンプロマイズ」スルカ如キ約束ハ口頭タルト文書タルトヲ問ハス断シテ考慮シ難キ旨ヲ述ヘ言下ニ之ヲ拒絶スルト共ニ次船日本移民十三名今後ト雖本使限リノ見込トシテ當分毎船五十名ヲ出ツルコトナカルヘシト信スル旨同大臣及政府限リノ参考迄トシテ説明シタル処同大臣

事迄一部本邦人ノ送還ヲスマ歎願シ來リ居リツツアルカ如キ状勢ニ基キ万已ムヲ得サル対策ニシテ打続ク不況ニ際シ郵船ノ困難及移民一部ノ犠牲ハ當方ニ於テモ実ニ同情ニ耐ヘサルモ僅カニ残余四十名ヲ此ノ際渡航セシムヘキヤ一、二ヶ月後ニ渡航セシムヘキヤノ問題ヲ以テ将来ノ健全ナル發展ヲ考慮シ努力ヲ統ケツツアル本使ノ立場ヲ失ハシメ不必ニ排日ヲ激成シ大局上本邦人移民ノ前途ヲ困難ナラシムルカ如キハ帝国政府ハ勿論永遠ノ利害ヨリ打算シ郵船ニ於テモ本意トセラル処ニ非スト確信スルニ付平洋丸移民制限ノ件ハ枉ケテ御同意ヲ得度ク今後ノ制限ニ閑シテモ本年一月以来領事ニ於テ呼寄証明發給ヲ一ヶ月五十名ニ制限シ來レルニ付左シテ困難ナルヘク移民ノ意氣云々ニ閑シテハ多年政府其ノ他ヨリ何等後援ヲ得ス今回ノ難局ニ直面セル當国在留民ノ意氣沮喪甚タシキモノアル実情ナリ要スルニ本件制限ハ一時ノ問題ニシテ本年四月二日付機密第二九号及同日付機密第三〇号及本年九月五日付機密第八二号計画等御採用ヲ得ハ何トカ打開ノ途アリト信スルニ付此ノ計画等御採用ヲ得ハ何トカ打開ノ途アリト信スルニ付此ノ計画等御採用ヲ得ハ何トカ打開ノ途アリト信スルニ付此ノ

149 昭和5年10月(4)日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛(電報)

渡航者一時制限に関する新聞公表内容について

## 意見具申

リマ 本省 10月4日後着 発

第四八号 往電第四七号ニ関シ

革命後不景氣益々深刻本年末ニハ在留邦人ニモ倒産者続出在留民会古老人観測ニ依レハ少クトモ現業者ノ二割ニ達スヘク失業者亦從テ鮮カラサルヘキ形勢ニ付渡航者一時制限ニ関スル新聞公表等ニ排日ヲ理由トセサルヲ便利トセラルル事情モアラハ右在留邦人ノ苦境ヲ主ナル理由トセラルル様致シタン

150 昭和5年10月9日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛(電報)

## ペルー革命勃発にともなう排日運動状況報告

ツ法令案等ヲ以テ具体化ヲ免レサルヘク一方前途ノ不安ニ拘タル在留民側モ漢那代議士來遊中ナル事實ニ「ヒント」ヲ得郷里代議士故国新聞等ニ対シ從来トモ帝国政府カル秘露移民ニ対シ何等援助指導ヲ与ヘサリシ点ヲ訴ヘルニ至ルヤノ形勢アリ極力慰撫ニ努ムヘキモ或ハ來期議会其ノ他ニ於テ問題トナルヘキヲ保セス御参考迄

151 昭和5年10月11日 在ペルー来栖公使より  
幣原外務大臣宛(電報)

## ペルー在留本邦移民の山林地帯への分散移入

## 計画について

リマ 本省 10月11日後発 10月12日後着

第五〇号 貴電第三〇号ニ関シ

事ハ南米一角僅ニ移民數十名ノ問題ニ過キサルモ篤ト往電第四九号ノ形勢ヲモ考慮シ全然信ヲ任國ニ失スルカ如キ

ハ帝国政府ノ為極力之ヲ避ケ度種々熟考ヲ重ねタルカ幸ヒ往電第四六号外務大臣ト会談ノ際モ資本的後援ノ下ニ山林

ク新旧十数個ノ新聞雑誌ハ勿論集会言論示威行列サテハ「ラジオ」放送ヲ利用スルニ至リ革命当初各国商民カ各戸国旗ヲ掲ケテ保護ヲ期セルニ対シ本邦人ハ国旗ヲ掲クルヲ虞レ甚タシキハ帝國臣民タルヲ秘セントスルカ如キ悲痛ナル事態ヲ見タルカ本使ハ運動勃発以来官憲ト交渉、抗議ヲ重ネ先ツ急先鋒「ブレンサ」ト政府トノ関係ヲ指摘シ之ヲ屏息セシムルト共ニ漸次他ニ及ホシ少クトモ論調緩和ニ努ムルト共ニ領事ヲシテ二、三労働団体幹部等ニ接近セシムル等凡ユル方策ヲ講シ在留民側ノ諸運動ト相俟ツテ相当効果ヲ挙ケ得タルモ何分積弊多年国都及付近ヲ通シ人口約二十五人ニ一人ノ日本人即チ京浜間二十万ノ特殊外国人ヲ有スルニ等シク且ツ平素下層民ノ職ヲ奪ヒ民衆ノ反感侮蔑ヲ買ヒ居ル低級在留民大多数ナルニ加ヘ不景氣益々深刻失業者当地ノミニテ既ニ二、三万ニ達セルヤニテ前途悪化ノ外ナク亡命政客ノ帰国政戦下準備ノ發展ト共ニ問題ハ拡大且

第四九号

リマ 本省 10月9日後発 10月10日後着

地帶其ノ他農耕地入殖者開始ノ場合ハ此ノ限りニ非サル旨付言シ置キタル關係モアリ且最近漢那代議士紹介ノ為訪問ノ際執政長官ハ嘗テ実見セル「マードレ・デ・ディオス」地方日本人ノ活動ヲ賞揚スルト共ニ山林地帯開発ニ関シテハ目下取急キ研究中ナル旨付言シ暗ニ日本人ノ協力ヲ望ムカ如キ口吻ヲ洩シタルヲ以テ此ノ際右ニ対スル當方ノ誠意披露スルト共ニ一面往電第四九号形勢対策ニ資スル目的ヲ以テ九月五日付機密第八二号在留民分散計画ノ一部ナリトモ着手ヲ急キタキ處日本人会ニ於テモ既ニ実地経験者數名ヲ中心トセル委員ヲ組織シ差当リ実現可能ナル具体案ヲ練リ居リ不日成案ヲ得ハ領事拓務省嘱託監督ノ下ニ実行ヲ開始セシメ得ヘシト信スルニ付土地購入費初年度生活費等ノ一部補助費トシテ最少限度邦貨五万円主管省又ハ適當機關ヨリ支出方至急御斡旋ノ上何分ノ儀御回電アリタシ

152 昭和5年10月22日 小村(欣)拓務次官より  
吉田外務次官宛

ペルー在留本邦移民の山林地帯への分散移入  
計画に対する予算について

収拓三秘第二五一号ノ内

(10月24日接受)

昭和五年十月二十二日

拓務次官侯爵 小村 欣一(印)

外務次官 吉田 茂殿

在秘邦人ヲ奥地森林地帯ニ移住セシムルノ件

本件ニ関シ本年六月三日付通三機密第二〇一号ヲ以テ在秘來栖公使ノ意見書御回付有之同國ノ都會地ニ集中セル邦人

ヲ何等カノ方法ニ依リテ海岸地帯ノ耕地又ハ森林地帯ノ植

民地等ヘ分散セシムルコトノ必要ニ付テハ同公使意見ノ通

ナルカ之カ實行方法ニ関シテ提示サレタル一号案ハ我が財

界ノ現状ニ鑑ミ到底實現ノ見込立チ難ク而テ二号案ニ示サ

レタル植民予定地ハ現在ノ交通狀態其ノ他ヨリ見テ余程考

究ノ余地アルモノト稽ヘラルニ依リ當省トシテハ爾來之

カ代案ヲ考究致シ居リ且ソ他方本計画ノ遂行上明年度予算

ニ同地方ニ関スル調査費ヲ計上シ大蔵省ニ要求シ置候

然ルニ秘國ノ事情ハ最近急激ナル變化ヲ為シソノ結果トシ

テ邦人移民ノ都會地集中ハ今日以上之ヲ放任スルコトヲ許

ササル事態ニ立チ至リ急遽之カ対策ヲ講スルノ必要ニ迫ラ

レ目下在秘公使館並ニ日本人会等ニ於テ森林地帯ノ開發ト

153 昭和5年11月21日 在ペルー來栖公使より  
幣原外務大臣宛(電報)

ペルー在留本邦移民移転計画の見通しについて

本 11月21日後発  
第六二号 省 11月22日後発  
リ

貴電第三五号ニ関シ

本件計画ハ地方分散促進排日対策及「アマゾン」上流地方進出根拠地設定ヲ目的トシ目前ノ採算ニミ依ルヲ得サルモ予定地ハ海岸地方ニ比シ多少遠隔ナルノミニテ地味肥沃健康地ニシテ付近ニ在留民十数家族アリ珈琲其ノ他ヲ栽培シ相当成績ヲ挙ケ居レリ

一、(イ)在留民ノ多数殊ニ沖縄県人ハ農業ノ経験アリ(ロ)補助

金地主トナリ居ルコト等ニテ相當申込アル見込ハ既住在

留民ノ経験運賃關係ニ鑑ミ差当リ珈琲主作ヲ得策ト認ム

ルモ米作煙草果樹又見込アリ

二、五十家族團体組織ノ見込管理人ハ現地既住民一名里馬

在留民一名採用ノ予定何レモ候補者アリ其ノ給料計四千

八百円事務所学校病院兼用集会所建築費三千(円)其ノ

他領事館員出張旅費測量費道路費雜費等

三、秘露珈琲ハ大部分内国消費例年米国智利独逸伊国輸出

合計七八十万「ソール」輸入皆無国内ニハ伯刺西爾品ノ

競争ナシ第一、二年目ノ開墾費生活費トシテ補助金以外

約千五百「ソール」ヲ要スルモ第三年目ニハ二年目開墾

ノ三町歩ヨリ珈琲二十俵四年目ニハ二年目開墾ノ五町歩

ヲ加ヘ六十五、五年目九十五、七、八年後再生期二百五

十其ノ外副業收入アリ全部雇入レ労働ニ依ルモノトシテ

一俵ノ生産費二十「ソール」最近暴落セル現地相場一俵

二十五「ソール」全部精選珈琲一俵百磅入り日當約二

「ソール」ニテ土人使役ノ便アルニ付一年目三町歩二年

目五町歩ノ開墾及副業困難ニアラス

領事館公告

154 昭和6年1月10日 在ペルー來栖公使より  
幣原外務大臣宛(電報)

ペルー革命下における本邦移民の自衛策に

ついて

付記一 昭和六年一月五日付在リマ淀川領事代理より

幣原外務大臣宛電報第一号  
リマ在邦人商店の被害について二 昭和六年一月一二日付在リマ淀川領事代理より  
幣原外務大臣宛公第二号  
革命暴動に対する在留邦人の自衛に関する

移住ニ関スル具体案ヲ作製中ナル趣ナルカ(昭和五年十月二十二日付通二機密第六二五号参照)最近益々濃厚トナリツツアル排日氣運ノ緩和上昇又所謂都會集中ノ流弊ヲ除去シ在秘邦人ノ将来ヲ確保スル上ニ於テモ右計画ハ事宜ニ適シタルモノト信セラルニ付テハ貴省ヨリ同公使ニ対シ至急具体案ヲ作製送付方可然訓令相成度依命此段及依頼候也

リ マ 1月10日前發  
本 省 1月11日前着

第二号

領事往電第一号ニ閲シ

九日領事帶同特ニ執政長官及外務大臣ニ会見実情説明ノ上此ノ種不祥事ノ頻発ハ両国親交増進上頗ル遺憾ナル旨ヲ力説一層周到嚴重ナル保護取締ヲ求メタル處何レモ遺憾ノ意ヲ表シ且最善ノ努力ヲ約スルト共ニ将来ハ各戸「ピストル」等ヲ以テ自衛ノ方法ヲ講セラレタキ旨ヲ述ヘ殊ニ執政長官ハ繰返シ自衛ノ要ヲ切言セルニ付領事ヨリ危急ノ場合ニ於ケル在留民心得ノ一部トシ周達セシメ置キタリ

(付記一)

リ マ 1月5日後発  
本 省 1月6日前着

第一号

昨日曜午後「フットボール」競技ノ終了後些細ノ事ヨリ群衆軍人対警察官トノ間ニ衝突起り双方數名ノ死傷ヲ出シタルカ当局ハ群衆ノ警察ニ対スル報復ヲ憂慮シ一時里馬全市

追テ本件示達ハ在留民ニ對シ事實上ニ於テ武器備付ヲ獎勵セントスルヨリモ寧口在留民ノ口ヲ經テ一般秘露人ニ對シ邦人ノ武装セルコトヲ伝達セシメントスル所謂政策的ノ方策ニ出テタルモノナルニ付右合セテ御了知置願度シ  
(別紙)

領事館報(二)

掠奪を受けたる場合には正当防衛の方法を採る事

邦人商店再度の掠奪事件に関し斯くの如く反覆多数の邦人商店が掠奪暴行の犠牲となる理由は惟ふに從来我在留民

は可成輕挙を相戒め掠奪を受くるが如き場合と雖も極力無抵抗主義を持し武器を使用するが如きは之れを慎み來たり

たる為却つて我在留民の真意を解せざる一部暴民より邦人組し易きもの、如く認められたるの事実に起因し居るもの、如し。然るに不法の襲撃に対する正当防衛権は當國の國法を始め何れの文明國に於いても之れを認め居り、必要に応じて之れを行使するの妥当なるは云ふ迄も無きのみならず、本日前記掠奪事件に関連し本官は帝国公使に随伴當國執政長官を往訪せるに、同長官は本件の如き場合には適

ノ警察ヲ引揚ケシメ軍隊ヲ以テ之ニ代ラシメタリ此ノ間市中警備手薄ナリシニ乘シ群衆ノ一部ハ主トシテ場末方面ニ散在セル我在留民ノ商店ニ對シ破壊掠奪ヲ行ヒ被害件数當館へ届出ノ分一〇件損害見積額八万「ソール」ニ達セリ今朝ヨリ秩序既ニ回復セルモ失業労働者モ多數徘徊セル折柄多少ノ不安アリ

(付記二)

公第二号 昭和六年一月十二日 (2月17日接受)

在里馬

領事代理 淀川 正樹 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

在留民商店ノ掠奪ニ閲連シ在留民ノ自衛ニ關スル件  
本月四日夜突發セル邦人商店ノ掠奪事件ニ閲シテハ當館並ニ在秘公使館ヨリ往電ヲ以テ不敢具報シ置キタル處公使發電ノ在留民自衛問題ニ閲シテハ別紙ノ通り領事館報トシテ邦字新聞ニ掲載一般在留民ニ通知シ置キタリ右為念報告ス

る上更に右正当防衛より来る結果に關しては當國政府に於いて十分之れが責に任すべき旨を言明せられたるに就ては爾今在留民各自は自衛手段として適當なる武器を備へ付け、万一這般の事件の如く不法なる襲撃を受くるが如き際には極力之れを擊退するの舉作に出づる様致度く右一般に通知す。

昭和六年一月八日

淀川副領事

155 昭和6年1月10日 在ペルー來栖公使より  
幣原外務大臣宛

ペルー革命による本邦移民の被害および賠償

請求について

機密公第二号 昭和六年一月十日 (2月17日接受)

在秘露

特命全權公使 来栖 三郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿  
革命二伴フ暴動ニ依ル在秘在留日本人ノ被害財

## 産賠償問題ニ関スル件

昭和五年八月当国革命ニ際シ首府里馬及ヒ近郊ノ都市ニ於テ在留日本人商店ニシテ暴民ノタメ侵撃商品ノ略奪ヲ受ケタルモノ七十三件ニ上リタルカ在里馬帝国領事代理ハ事件直後里馬県知事ニ対シ被害状態ヲ調査スルタメ官憲ノ立会ヲ要求シ其ノ結果任命セラレタル立会官 Francisco Molero F. 大尉及帝国領事館顧問弁護士ヲ同伴シ実状ヲ調査スルトコロアリタリ

本使ニ於テモ當時電報ノ通り累次軍政府首班外務大臣ニ会見最高可能限度ノ保護ヲ要求スルト共ニ被害賠償ニ関シテハ政局安定シ且ツ証拠書類等ノ出揃ヲ以テ論議スヘキ旨申入レ置キタル処何レモ適當ナル時期ニ於テ正当ニ本件ノ解決策ヲ講スヘキ旨言明シタルノミナラス客年十月外務大臣ト会見ノ際同大臣ハ同年十一月以後秘露国政府ニ対シ同件賠償問題ヲ提起セラルレハ好都合ナル旨語リタルヲ以テ同年十二月二十三日付外務大臣宛公文ヲ以テ関係書類ヲ添ヘ本件ニ關シ秘露国政府ノ考慮ヲ煩ハシ度キ旨申送リタリ

本件ト類似ノ事件トシテハ一九一九年当国革命ノ際ニ賠償問題ヲ提起シタルコトアリタルカ數年ヲ経テ初メテ其ノ解決策ヲ提起シタルコトアリタルカ數年ヲ経テ初メテ其ノノ解

昭和六年一月四日夜軍隊ト警察トノ衝突ニ起因セル一時の無警察状態ニ乘シ当国首府里馬市一部ニ於テ暴民掠奪ヲ行ヒ在留日本人商店十余軒モ亦其厄ヲ蒙レル件ニ関シテハ在里馬帝国領事代理発往電第一号ノ通りニシテ本使ハ往電第三号ノ通り執政長官及ヒ外務大臣ニ会見厳談ノ上別添甲号公文ヲ外務大臣ニ手交シ置キタルニ対シ一月九日付外務大臣ヨリ別添乙号ノ如ク丁重ナル辞令ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ将来是ノ如キ事件ノ再発ヲ防止スル為メ出来得ル限り尽力スヘキ旨申来リタリ

右公文写及訳文相添ヘ報告ス

(別添甲号)

訳文

書簡ヲ以テ致啓上候陳者當國在留日本人所有ニカカル店舗カ再ヒ襲撃及掠奪ヲ被リタルハ當公使館及在留日本人ノ遺憾トルコロナルコトヲ茲ニ閣下ニ致表明候

暴民カ勤勉ナル商人ヲ繰返シ其ノ計画的襲撃ノ的トナシツ

ツアルニ鑑ミ斯ノ如キ事態ハ殊ニ悲シムヘキモノト思考セラレ候

決ヲ見タル前例アルノミナラス何分財政難ノ際ナルニ鑑ミ本件賠償金受領ニ至ル迄ニハ相当ノ月日ヲ要スヘキモノト予想セラルモ被害者及一般在留民ノ窮乏甚タシキモノアルヲ以テ出来得ル限り解決促進ヲ計ルヘシ

前記外務大臣宛公文及ヒ付属関係書類写相添工茲ニ報告ス

156 昭和6年1月14日 在ペルー來栖公使より  
幣原外務大臣宛

## ペルー革命下の本邦移民經營商店襲撃被害

につきペルー外務大臣宛抗議および回答

付 記 昭和六年三月三十日付通商局調査

ペルー革命当時の在留邦人被害に対する賠償問題

機密公第八号  
昭和六年一月十四日  
(3月5日接受)

在秘露

特命全権公使 来栖 三郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

秘露国暴民在留日本人商店掠奪ニ関スル件

外務大臣陸軍大佐 エルネスト・モンターニュ閣下  
(別添乙号)  
訳文

暴民ハ男女ヲ分タス掠奪ニ参加シ且屢々何等激發セラルコトナクシテ平和ナル日本人店主ニ残酷ナル打擲ヲ加ヘタル後掠奪ヲ敢行致候日本領事ハ州庁ノ指名セル当國官吏ト共ニ既ニ襲撃状況ヲ調査シ犠牲者及其ノ家族ノ極端ニ悲惨ナル状況ヲ了悉致居候

本日迄知悉セル掠奪状況ハ添付一覽表ノ如クニ有之掠奪セラレタル店舗数ハ千九百三十年八月ニ於ケルカ如キ悲惨ナル多數ニ達セサリシモ之ヲ以テ日本人ニ対スル重大ナル脅威ヲ輕視スルヲ許サス候

本使ハ再ヒ閣下ニ向ヒ日本人ニ対シ出来ル限りノ有効ナル保障ヲ懇請スルニ当リ「ペルー」國當該官憲カ犯人ニ対シ最モ峻烈ナル所罰ヲ課セラルヘキヲ確信スルモノニ有之候本使ハ茲ニ重ねテ閣下ニ対シ最高ノ敬意ヲ表シ候

千九百三十一年一月八日

來栖 三郎

書簡ヲ以テ致啓上候陳者貴國在留民所有ニカカル店舗掠奪ニ関シ貴公使館及在留日本人遺憾ノ意ヲ表示セラレタル

本月八日付貴翰第二号掠奪状況一覽表ト共ニ領事仕候

右ノ回答トシテ本大臣ハ右事態ニ関シ貴公使館及在留日本ノ御所感ヲ分ツト共ニ去ル日曜日當市ニ於テ発生セル事件カ里馬市在留一部日本人ノ財産及身体ニ危害ヲ被ラシメタルハ我政府ノ遺憾トスルトコロニシテ今後カカル事故ノ再発ヲ防止スヘク本大臣ハ本日付ヲ以テ内務大臣ニ対シ閣下ノ書簡ヲ移牒シ之ニ深甚ナル考慮ヲ払ヒ單ニ掠奪犯人及煽動者ヲ厳罰ニ処スルノミナラス将来カカル事故ノ反復ヲ防止スル為メ最モ有効ナル手段ヲ講スヘキコトヲ照会致置候

本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ対シ最高ノ敬意ヲ表シ候

里馬ニ於テ

千九百二十一年一月九日

エルネスト・モンターニュ

日本国特命全權公使 来栖 三郎閣下

(付記)

### 秘露革命當時ノ在留邦人被害ニ対スル賠償問題

(昭和六年二月三十日)

從来秘露在住本邦人ノ多數ハ里馬及「カヤオ」ノ両都市ニ集中シ且其ノ多クハ氷店、露店等ノ飲食店其ノ他小「バザー」等比較的下級ノ職業ニ從事シ秘露人ノ職業ヲ奪フトノ非難ヲ受ケ秘露労働者等ノ下層階級ニ著シク反感ヲ招キ居タル處他面永年ニ亘リ独裁政治ヲ行ヒ來レル前大統額「レギア」氏ハ曾テ邦人移民ノ就働セル砂糖耕地ノ支配人タリシコトアリ日本人ニ対シ相当ノ理解ヲ有シ一部ノ民論ヲ抑制シテ迄モ日本人ヲ庇護シ來リ一般ニ親日家ヲ以テ目セラレタリ然ルニ昭和五年八月末「レギア」氏ノ独裁ニ対スル國民ノ反感ヲ誘因トシテ勃發セル革命ニ依リ「レギア」政府没落スルヤ一部國民間ノ排日氣運ハ反動的ニ爆發シ革命中里馬「カヤオ」ノ両市其他ニ於テ暴動ヲ起シタル労働者ノ商店襲撃ハ先ツ邦人商店ニ目標ヲ向クルニ至レリ依テ在里馬帝國領事館ハ在秘露帝國公使ト連絡ヲ採リ在留邦人ノ保護方ヲ再三再四官憲ニ要求シ其被害ヲ出來得ル限り少ナカラシムル様努メタルニ不拘邦人商店ニシテ動亂中破壊掠奪等ノ災ニ遭ヒタルモノ大小合セテ七十三軒ニ及フノ止ヲ

得サルニ至レリ損害金額ハ被害者ノ届出ニ依レハ合計一七六、七九六「ソール」六三仙ニシテ之ヲ地方別ニスレハ左ノ如シ

| 地名            | 件数 | 損害額                                        |
|---------------|----|--------------------------------------------|
| 里馬            | 六一 | 二三四、四五八・一八 <small>ソール</small> <sub>仙</sub> |
| カヤオ           | 五  | 四、五六九・九三                                   |
| ミラフローレス       | 一  | 一、二七五・六五                                   |
| バランコ          | 一  | 六、五一九・一四                                   |
| チヨリーヨス        | 一  | 二、七四一・〇〇                                   |
| ワンカイヨ(フニン県)   | 一  | 一五、五六四・三三                                  |
| コカチャクラ(アレキ)パ県 | 一  | 五、〇〇〇・〇〇                                   |

(合計)

| 立会官カ查定セル金額   | 八四、二三〇・〇〇 <small>ソール</small> <sub>仙</sub> |
|--------------|-------------------------------------------|
| 立会官カ查定セサリシ金額 | 一一九、八六三・四〇                                |
| 臨檢セサリシ分ノ金額   | 六、六四一・四〇                                  |
| (地方官憲ニ於テ査定済) | 一一〇、五六四・三三                                |
| 届出額トノ差       | 四五、四七〇・五〇                                 |
| 合計           | 二三一、二九九・一三                                |

在秘帝國公使ハ革命直後軍政府首班及外務大臣ニ會見シ被害賠償ニ關シテハ政局安定シ且ツ証拠書類ノ出揃ヲ待チテ論議スヘキ旨申込レタル處何レモ適當ナル時期ニ於テ正當ニ本件ノ解決策ヲ講スヘキ旨言明シタルノミナラス客年十月帝國公使カ外務大臣ト會見ノ際同大臣ハ同年十一月以後秘露國政府ニ対シ本件賠償問題ヲ提起セハ好都合ナル旨語リタルヲ以テ公使ハ同年十二月二十三日付外務大臣宛公文ヲ以テ關係書類(被害者人名及金額表、立会官ノ里馬県知事宛報告)ヲ添ヘ本件ニ關シ秘露國政府ノ考慮ヲ煩シ度キ旨申送リタリ然ルニ其ノ後同國政府ハ引続キ財政難ヲ打開スルニ至ラス剩ヘ最近又々動乱起リ政情不安ノ状態ニアリツ現状ノ写真ヲモ撮リタリ右臨検ノ結果ニ依ル損害高ハ左ノ如シ

| 立会官カ查定セル金額              | 八四、二三〇・〇〇 <small>ソール</small> <sub>仙</sub> |
|-------------------------|-------------------------------------------|
| 立会官カ查定セサリシ金額            | 一一九、八六三・四〇                                |
| 臨檢セサリシ分ノ金額              | 六、六四一・四〇                                  |
| (ワニカイヨ)及(コカチャクラ)ニ於ケル被害高 | 一一〇、五六四・三三                                |
| 届出額トノ差                  | 四五、四七〇・五〇                                 |
| 合計                      | 二三一、二九九・一三                                |

ト予想セラル

一九一九年（大正八年）秘露ニ勅發セル同盟罷工

當時ノ在留邦人被害ニ対スル賠償

（一）一九一九年一月、紡績職工ノ同盟罷工

在留民被害届出額

五、一〇一・四〇  
ソール仙

秘露政府ニ対スル要求額

四、三四一・六〇  
ソール仙

秘露政府ハ一九一九年八月四日付ヲ以テ要求金額ヲ賠償セリ

（二）一九一九年五月、労働者ノ同盟罷工

在留民被害届出額

六五、二五五・三八  
ソール仙

秘露政府ニ対スル要求額

七〇、〇七五・六三  
ソール仙

秘露側ノ査定額

三三、六四一・五〇  
ソール仙

在秘帝国領事カ秘露政府ト協定

四三、六四六・三〇  
ソール仙

最終査定額

四三、六二七・三一  
ソール仙

秘露政府ハ一九二一年（大正十年）二月最終査定額通り

賠償セリ

編注 件数、損害額共に合計が一致しないが、原文のまま採録した。

アリ度シ為念申添フ

（付記）

収拓三秘第二三二号

昭和六年二月五日

拓務次官 堀切 善次郎（印）

外務次官 永井 松三殿

秘露在留邦人分散計画ニ関スル件

本件ニ關シ一月八日付通三機密第七号ヲ以テ貴省通商局長

ヨリ当省拓務局長宛御回付有之タル在秘來栖公使稟申ノ趣

了承右計画ハ同國ニ於テ最近漸次濃厚トナリツツアル排日

的氣運ノ防遏上將又所謂邦人ノ都會集中ノ流弊ヲ除去シ進

ンテ邦人将来ノ地歩ヲ永久ニ確保スル上ニ於テ極メテ時宜

ニ適シタルモノト認メラルニ付テハ本年度所要経費トシ

テ金四万円也別途同公使宛送金致置タルニ付テハ本計画遂

行ニ際シテハ左記事項御留意ノ上万遺憾ナキ様特ニ御訓令

相煩度

記

トシテ漸次都市在住邦人ヲ當国山林地帯ニ入植セシムルノ案ハ予テ御賛同ヲ得其ノ補助金トシテ去ル二月邦貸金四万円御送付アリタルヲ以テ直チニ其ノ実行ニ着手シタルカ今日ニ至ル迄ノ経過大要左ノ如シ

抑モ本事業ハ差当リ政府ノ補助金ノミニヨリテモ其ノ実現ヲ期シ得ルコト勿論ナルモ元々一般在留邦人ニ於テ直接又ハ間接ニ利益ヲ受クヘキモノタルノミナラス此ノ際彼等ヲシテ益々自助自尊ノ氣風ヲ發揚セシメ本事業カ本来政府ノ事業タルヨリモ寧口在留邦人自身ノ事業タルヘキ性質ノモノタルヲ切実ニ自觉セシムルハ事業ノ成績ヲ挙ケ且ツ其ノ永続ヲ期スル上ニ於テ頗ル望マシキ条件タルヘシト思考セラレタルヲ以テ本使ハ先ツ秘密中央日本人会長野々宮元藏ラニ他在留邦人中各方面ノ代表的有力者ヲ公使館ニ招致シ本件発案ノ理由補助金支出ノ趣旨ヲ説明シタル後在留民自身ニ於テモ進ンテ本事業実現ノ為奮發且ツ十分ノ努力アリ度キ旨懲憲スルトコロアリタルニ秘露ニ於ケル此ノ種事業ニ對シ帝国政府ヨリ財政的後援ヲ得タルハ今回ヲ以テ嚆矢トスルノミナラス刻下國費緊縮ノ際特ニ補助費支出ノ御決定ヲ得タル御趣旨ヲ体シ何レモ非常ナル熱心ヲ以テ協力ヲ

トシテ漸次都市在住邦人ヲ當国山林地帯ニ入植セシムルノ案ハ予テ御賛同ヲ得其ノ補助金ヲ交付シテ領事監督ヲ期シ得ルコトニ決定シタルカ此ノ間ハ間接ニ利益ヲ受ケタルヲ依リ屢々意外ノ支障ヲ受ケタル為シテ益々自助自尊ノ氣風ヲ發揚セシメ本事業カ本来政府ノ事業タルヨリモ寧口在留邦人自身ノ事業タルヘキ性質ノモノタルヲ切実ニ自觉セシムルハ事業ノ成績ヲ挙ケ且ツ其ノ永続ヲ期スル上ニ於テ頗ル望マシキ条件タルヘシト思考セラレタルヲ以テ本使ハ先ツ秘密中央日本人会長野々宮元藏ラニ他在留邦人中各方面ノ代表的有力者ヲ公使館ニ招致シ本件発案ノ理由補助金支出ノ趣旨ヲ説明シタル後在留民自身ニ於テモ進ンテ本事業実現ノ為奮發且ツ十分ノ努力アリ度キ旨懲憲スルトコロアリタルニ秘露ニ於ケル此ノ種事業ニ對シ帝国政府ヨリ財政的後援ヲ得タルハ今回ヲ以テ嚆矢トスルノミナラス刻下國費緊縮ノ際特ニ補助費支出ノ御決定ヲ得タル御趣旨ヲ体シ何レモ非常ナル熱心ヲ以テ協力ヲ

トシテ漸次都市在住邦人ヲ當国山林地帯ニ入植セシムルノ案ハ予テ御賛同ヲ得其ノ補助金ヲ交付シテ領事監督ヲ期シ得ルコトニ決定シタルカ此ノ間ハ間接ニ利益ヲ受ケタルヲ依リ屢々意外ノ支障ヲ受ケタル為シテ益々自助自尊ノ氣風ヲ發揚セシメ本事業カ本来政府ノ事業タルヨリモ寧口在留邦人自身ノ事業タルヘキ性質ノモノタルヲ切実ニ自觉セシムルハ事業ノ成績ヲ挙ケ且ツ其ノ永続ヲ期スル上ニ於テ頗ル望マシキ条件タルヘシト思考セラレタルヲ以テ本使ハ先ツ秘密中央日本人会長野々宮元藏ラニ他在留邦人中各方面ノ代表的有力者ヲ公使館ニ招致シ本件発案ノ理由補助金支出ノ趣旨ヲ説明シタル後在留民自身ニ於テモ進ンテ本事業実現ノ為奮發且ツ十分ノ努力アリ度キ旨懲憲スルトコロアリタルニ秘露ニ於ケル此ノ種事業ニ對シ帝国政府ヨリ財政的後援ヲ得タルハ今回ヲ以テ嚆矢トスルノミナラス刻下國費緊縮ノ際特ニ補助費支出ノ御決定ヲ得タル御趣旨ヲ体シ何レモ非常ナル熱心ヲ以テ協力ヲ

トシテ漸次都市在住邦人ヲ當国山林地帯ニ入植セシムルノ案ハ予テ御賛同ヲ得其ノ補助金ヲ交付シテ領事監督ヲ期シ得ルコトニ決定シタルカ此ノ間ハ間接ニ利益ヲ受ケタルヲ依リ屢々意外ノ支障ヲ受ケタル為シテ益々自助自尊ノ氣風ヲ發揚セシメ本事業カ本来政府ノ事業タルヨリモ寧口在留邦人自身ノ事業タルヘキ性質ノモノタルヲ切実ニ自觉セシムルハ事業ノ成績ヲ挙ケ且ツ其ノ永続ヲ期スル上ニ於テ頗ル望マシキ条件タルヘシト思考セラレタルヲ以テ本使ハ先ツ秘密中央日本人会長野々宮元藏ラニ他在留邦人中各方面ノ代表的有力者ヲ公使館ニ招致シ本件発案ノ理由補助金支出ノ趣旨ヲ説明シタル後在留民自身ニ於テモ進ンテ本事業実現ノ為奮發且ツ十分ノ努力アリ度キ旨懲憲スルトコロアリタルニ秘露ニ於ケル此ノ種事業ニ對シ帝国政府ヨリ財政的後援ヲ得タルハ今回ヲ以テ嚆矢トスルノミナラス刻下國費緊縮ノ際特ニ補助費支出ノ御決定ヲ得タル御趣旨ヲ体シ何レモ非常ナル熱心ヲ以テ協力ヲ

アン・コー・ポレーシヨン」所有地々方ニ向ヒ詳細踏査ノ上四月二十五日帰里一方愈「ペルービアン・コー・ポレーシヨン」ト本交渉ニ入ルト共ニ現状ノ実状ニ則セル事業、収支予算及ヒ移住地規約（草案ハ既成）ノ推敲作成ヲナシ更ニ入植者ノ選定ヲナシタル後遲クトモ本年六月中旬ヨリ八月初旬頃迄ニハ先発隊ノ入植ヲ見ル予定ナリ

有限責任秘露拓植組合定款五部相添ヘ右報告ス

159 昭和6年5月4日 在ペルー來栖公使より

### ペルー在留本邦移民の山林地帯への移転経過

報告

公第四〇号

昭和六年五月四日

在秘露

（6月10日接受）

特命全権公使 来栖 三郎（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

在秘露邦人山林地帯移植事業経過報告ニ関スル件

本年四月三十日付拙信機密公第三九号ヲ以テ同日迄ノ本件

事業経過及報告置タル処同信末段記載ノ現地視察団ノ調査ノ結果ハ大要別信公第四一号拙信具報ノ通りニシテ「ペルービアン・コー・ポレーシヨン」ノ推薦シツツアル土地ハ候補地トシテハ諸般ノ方面ヨリ觀察シ大体申分ナキコトヲ確カメ得タルニ付之ヲ買収シ度キ心算ニテ本週中ニ「ペレネ」植民地総支配人ノ出府ヲ俟チ「ペルービアン・コー・ポレーシヨン」ト具体的な交渉ヲ開始スル予定ナリ交渉纏リタル上ハ早速測量技師ヲ現地ニ派遣シ境界決定ヲ行ハシメ次テ直チニ「チャンチャマヨ」地方ニ在留セル邦人二、三名ヲ加ヘタル先発隊ヲ組織シテ七月頃迄ニ四、五家族ヲ入植セシメ珈琲苗ノ播種ト共ニ玉蜀黍、米、「ユカ」芋等ノ食糧品ノ植付ヲ行ハシメ愈々本部隊入植ノ際ノ準備ヲ取行ハシムル予定ナリ又既報拓植組合員及ヒ組合資金ノ募集ハ当地中央日本人会經常事業費募集期等ノ關係ヲ考慮シ七月二入り之ヲ行ヒ里馬及「カヤオ」両市民及其ノ付近在留民ヨリ出資金二万「ソール」見当ノ醸金ヲ得ル見込ナルカ右資金募集ノ關係入植者嚴選ノ必要及ヒ雨季ノ關係等ニ稽カヘ愈々本部隊ヲ入植セシムルハ本年十二月ヨリ明年一、三月頃ニ至ルヘキ予定ナリ

右各件決定ノ上ハ逐次報告スヘキモ當方大体ノ計画御参考

迄ニ報告ス

### ブラジル関係

革命勃発に伴う在留邦人保護をブラジル外相

別電 昭和五年一〇月一日付在ブラジル縫田臨時代理大使より  
ブラジル各地本邦領事に対する革命の影響等につき報告方要請

160 昭和五年10月11日 在ブラジル縫田臨時代理大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

革命勃発に伴う在留邦人保護をブラジル外相  
に依頼

リオ・デ・ジャネイロ 10月11日前發  
本 省 10月11日後着

第十外務大臣二面会シ目下ノ時局ニ鑑ミ万一ノ場合ニ於ケル在留邦人ノ生命財産保護上必要ノ処置方依頼シ置キタルニ付為念

別電第九六号ノ通在伯各館へ電報シタリ御参考迄

編注 昭和五年一〇月三日、南リオ・グランデ州統領ゼツ  
リオ・ヴァルガスによる武力革命勃発。同年一一月三日ヴァルガスはブラジル共和国臨時大統領に就任。

### (別電)

リオ・デ・ジャネイロ 10月11日後發  
本 省 10月11日後着

第九六号

本官発「サンパウロ」「リベロンプレート」「バウル」

「サントス」宛電報

伯国今次ノ動乱ハ要スルニ現在並次期大統領ノ政策ヲ打破セムトル地方諸州ノ反抗ニ基因スルモノニシテ全然国内政争ノ進展ニ過キサルハ勿論其ノ政権何レノ側ニ帰スルモ直接我移植民關係ニ重大影響ヲ及ホスモノトハ思考セラレサルモ特ニ本邦移民集中シ居ル「サンパウロ」現統領ノ地位ニ鑑ミ時局ノ推移ハ充分慎重ノ考慮ニ值スヘク今後地方ノ形勢ニ依リテハ當方ニ於テモ臨機適當ト惟進スル処置ニ出ツル必要アルニ付成ルヘク正確ノ情報ニ基キ本邦關係事項隨時當方へ御打合相成様致度シ

### 報告

サン・パウロ 10月16日後發  
本 省 10月17日前着

第一二三号

十月三日戒厳令ノ布告ニ次キ銀行及学校ノ臨時公休令予備召集令軍事徵發令食糧暴利取締令等ノ發布ヲ見タルカ當市内平穩ニテ平日ニ異ナラス政府ハ電報及新聞ノ検閲「ラジオ」ノ監理等ニテ公報以外情報ノ發表ヲ抑制シツツアレハ戰況不明ナルモ政府軍ハ主力ヲ「ミナス」及「バラナ」両州境ニ集中シ漸次両州地域へ進出シ居ルモノノ如シ州内郵便及鉄道ノ故障ナキモ他州トノ交通ハ取調嚴重ニシテ北「バラナ」及三角「ミナス」在留邦人ノ當市トノ交通ハ漸ク困難ニ陥リツツアリ

当州内ハ政府ノ手良ク行届キ平穩ナルト自動車(運転手共)ノ徵發漸次增加馬鈴薯等食糧品ノ州外移出禁止等ニテ在留邦人モ多少ノ損害ヲ蒙リツツアリ併シ未タ憂慮スヘキ状態ナラス外国系伯人ハ概シテ召集ノ免除ヲ希望シツツアルモ政府ノ方針強固ナレハ之カ対策考究ノ為伊国葡国西班牙独逸等外国系伯人多数ナル諸国領事ニ於テ協議会開催ノ

議アル由當市本邦人ハ十一日臨時申合セヲナシ俱樂部ヲ中

心トシ地域ヲ十一ニ分チ委員ヲ挙ケテ万一非常時ノ起ル場  
合情報ヲ交換シ嚴正中立ヲ保チ掠奪行為ヲ演セス且輕々シ  
ク移動セサル様各受持区域ニ徹底セシムルコトトセリ尚時  
節柄一切ノ集会合ヲ廢シ右申合モ新聞等ニ發表セヌコトト  
セリ

本電内容ノ公表ハ對伯國政府關係上面白カラサルニ付御見  
合セ相成様致シタシ

本電写在伯國各公館へ郵送

162 昭和5年11月(7)日 在<sup>ブラジル</sup>縫田臨時代理大使より  
常原外務大臣宛(電報)

本邦移民に関する好意的配慮を<sup>ブラジル</sup>新政府  
外相に要望

リオ・デ・ジャネイロ 本 省 11月7日後着 発

第一二四号

## 付 拓務省設置問題

163 昭和2年9月8日 武富通商局長私見

### 拓殖省設置に伴う外務省通商局の事務および

#### 権限に関する武富通商局長私見

拓殖省設置ニ伴フ外務省通商局事務及権限ニ關ス

ル卑見

武富通商局長

接ナル關係アルニ付特ニ慎重ナル考慮ヲ必要トス

一、植民地行政統一ノ為メ拓殖省ヲ設置スルノ案ハ高等政  
策ヨリ決定セラレタルモノト解スヘク其ノ是非ハ茲ニ之  
レヲ論議スル限りニ非ス而シテ之レヲ単ナル事務的見地  
ヨリスルモ其ノ設置要綱(一、ニアル事務簡捷事項中移  
植民事務、海外拓殖事業ノ指導獎勵ノ二者)ヲ除ケハ現  
在ノ通商局トシテハ別段意見ナシ又實行セラルモ通商  
局トシテハ特ニ支障無シト認メラル

二、只移植民事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ノ二者ニ就テ  
ハ現在ノ通商局トシテハ現ニ主トシテ中南米及ヒ南洋其  
他ノ方面ニ於ケル此ノ種ノ事務ニ當リツツアル關係上密

貴電第五四号ニ関シ

新政府成立ニ關スル三日付公文ニ對シ一先ツ請書發送ヲ差  
控ヘ右ハ帝国政府ニ電照シタル旨口答ヲ以テ挨拶シ置クヲ  
至当ト認メ五日外務大臣「メロ・フランコ」氏ヲ訪問シタ  
ル機會ニ於テ渡伯移民ニ關スル本邦側從來ノ立場ヲ縷々説  
明シタル後本件ニ談及シ外相ノ理解アル同情ヲ喚起スルニ  
努メタル處同氏ハ篤ト本官ノ本意ヲ諒承シ移民査証差止ノ  
如キハ全ク時局ニ對スル臨機ノ措置ナレハ地方狀態安定ス  
ルニ從ヒ復旧スヘキモノト思料スルニ付其ノ内一般解禁方  
考量スヘキモ差当リ二十二日發「リオデジャネイロ」丸閨  
係移民ニ限り特ニ查証ヲ与ヘ差支ヘ無キ旨神戸領事ニ電訓  
スヘシト約サレタリ就テハ右ハ新外相ノ好意ニ依ル例外的  
取計ナルニ付其ノ御積リニテ關係ノ向ニ對シ特ニ移民ヲ嚴  
選シ二十二日渡航ニ間ニ合ハシムル様手配方御示達相成度  
シ